

ゆた～と

2008 夏号 vol.54

さんぽ

掲載!!

研修会 のご案内

(平成20年7月～20年12月)

「熱中症の予防について」



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

研修会のご案内 (平成20年度)

受講費用は
無料です

研修会参加ご希望の方は、当センターに**FAX(096-359-6506)**していただくか、当センターホームページの「研修会参加申し込みフォーム」よりお申し込みください。<http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

研修会番号	研修日時	テーマと内容	講 師
14	7月3日 (木) 14:00~16:00	産業保健に必要な疫学 疫学入門	熊本大学大学院 教授 加藤 貴彦
15	7月7日 (月) 14:00~16:00	一次予防としてのメンタルヘルス対策 ストレスへの気づきを促すツールの利用方法 (ストレス簡易調査票) 等	明生病院 医長 古賀 幹浩
16	7月8日 (火) 14:00~16:00	衛生管理者になるための研修II 衛生管理者を目指している方のための労働衛生関係	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一
17	7月17日 (木) 14:00~16:00	労働衛生工学とは 労働衛生管理において衛生工学に求められているところ	元YKK AP(株)九州事業所 衛生工学衛生管理者 石原 徳一
18	7月23日 (水) 14:00~16:00	衛生管理者として必要な労働衛生関係法令II 衛生管理者になるために労働衛生関係法令の知識を確認する	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰夫
19	7月28日 (月) 14:00~16:00	生活習慣病 (メタボリックシンドローム) 対策の食生活 メタボリックと生活習慣①食生活上の問題と対策②行動変容を起こすには?③食事療法を永続化させるには	中九州短期大学栄養学講師 管理栄養士 稻田 美和子
20	7月29日 (火) 13:30~15:30	セクシュアルハラスメントが起きるとき セクシュアルハラスメントを事業場全体の問題として、その対処と防止について学びます	熊本労働局雇用均等室 セクシュアルハラスメント相談員・医療心理士 松下 弘子
21	8月7日 (木) 14:00~16:00	産業保健3管理 作業環境管理と事例紹介	熊本大学大学院 教授 加藤 貴彦
22	8月18日 (月) 14:00~16:00	気持ちよい睡眠を得るために ①睡眠のメカニズム②自律訓練法 (実技)	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
23	8月20日 (水) 14:00~16:00	うつ病の症状と治療 一般内科うつ啓発スライドより	弓削病院 診療部長 岡田 修治
24	8月28日 (木) 14:00~16:00	パワーハラスメント? パワーハラスメントの事例と判例	熊本労働局企画室 担当者
25	9月5日 (金) 14:30~16:30	糖尿病の管理 糖尿病者の職場でのサポート体制について検討する	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医 小柳 敦子
26	9月9日 (火) 14:00~16:00	喫煙対策ガイドラインとその測定実技 解説と機器を用いた測定	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一
27	9月24日 (水) 14:00~16:00	衛生管理者として必要な労働衛生関係法令III 衛生管理者になるために労働衛生関係法令の知識を確認する	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰夫
28	9月25日 (木) 14:00~16:00	カウンセリングとは? カウンセリングの基礎	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
29	9月29日 (月) 14:00~16:00	二次予防としてのメンタルヘルス対策 うつ病を中心としたストレス性疾患の早期発見・早期治療への援助	明生病院 医長 古賀 幹浩
30	10月15日 (水) 14:00~16:00	職場における自殺予防と対策I 働く人の自殺予防に関するセミナーより	弓削病院 診療部長 岡田 修治
31	10月16日 (木) 14:00~16:00	保護具について 作業員の身体を守る安全衛生保護具について考える	元YKK AP(株)九州事業所 衛生工学衛生管理者 石原 徳一
32	10月30日 (木) 14:00~16:00	カウンセリングの効果 傾聴の効果	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
33	11月6日 (木) 14:00~16:00	自律訓練法 (実習) 自律訓練法は、リラクセーション (緊張緩和) を目的としています。職場や家庭で気軽に出来るリラックス法です。	菊南病院 健康管理部 健康運動指導士・心理相談員 中嶋 明子
34	11月7日 (金) 14:30~16:30	健康診断の事前措置 (症例検討) C型肝炎やアレルギー疾患者の職場での対応について検討する	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医 小柳 敦子
35	11月10日 (月) 14:00~16:00	中小企業における衛生管理活動の実際 一般作業と有害作業	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
36	11月11日 (火) 14:00~16:00	騒音障害防止の基礎 基礎的内容と測定、評価	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一
37	11月17日 (月) 14:00~16:00	二次予防としてのメンタルヘルス対策 うつ病を中心としたストレス性疾患の早期発見・早期治療への援助	明生病院 医長 古賀 幹浩
38	11月20日 (木) 13:30~16:30	衛生管理のための職場巡回の進め方【実地研修】 (株)ヤクルト本社熊本工場にお伺いして「職場巡回」を実地研修として考える	元YKK AP(株)九州事業所 衛生工学衛生管理者 石原 徳一
39	11月26日 (水) 14:00~16:00	衛生管理者として必要な労働衛生関係法令IV 衛生管理者になるために労働衛生関係法令の知識を確認する	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰夫
40	12月1日 (月) 14:00~16:00	製造業における騒音管理 ①データ処理の方法②管理区分の出し方③対策事例	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
41	12月17日 (水) 14:00~16:00	職場における自殺予防と対策III 働く人の自殺予防に関するセミナーより	弓削病院 診療部長 岡田 修治

■対象者…どなたでも参加できます。(産業医・看護師・保健師・衛生管理者・労務担当者など) ■会場…熊本産業保健推進センター会議室 ■受講料…無料です。

熊本産業保健センター 送信先FAX番号 096-359-6506

ふりがな 参加者氏名	会社名	所属部署
希望研修会番号 (複数申込可)	連絡先 住所	
連絡担当者	連絡先 電話番号	連絡先 FAX番号

※FAX送信票等は不要です。この用紙のみを送信して下さい。

もくじ

■新規委嘱相談員のご紹介

■第11次労働災害防止計画について

産業保健相談員(労働衛生関係法令) 藤田泰生 … 2

■「実のある年を重ねるために…」

～特定健診、特定保健指導から～

産業保健相談員(保健指導・カウンセリング) 島村佳子 … 6

■熱中症の予防について ……………… 9

■小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 ……………… 14

■残業は しきりさせすぎ タダもダメ！ ……………… 16

■地域産業保健センターだより 人吉球磨地域産業保健センター ……………… 18

■平成19年労働災害発生状況 ……………… 20

■新着DVD・ビデオのご案内 ……………… 22

■隨想 忘れ得ぬこと^⑫ 熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾禎一 … 24



●表紙画

表紙画の言葉 佐賀・白石町の民家

旧長崎街道を佐賀市に向かい右手に入り込んで、2~3キロ行ったところに、この生きた民家が在る。家人に尋ねたところ、大正時代に建築されたものらしい。萱屋根の葺き替えは頻繁にはできない。職人がいないし、するときは全国の職人に来てもらうそうである。なぜそこまでして保存しているのか尋ねたところ、亡くなられたご主人が元々茅葺き職人で、茅葺き屋根の場合、屋根の最上部になるところだけ替えておけば倍は持つという。さすが、職人にして言えることだとと思った。

それにしても、佐賀県には生きた茅葺き屋根が散在している。この白石と隣の北方にも、旧長崎街道沿いに数軒の生きた茅葺き屋根がある。

この広い佐賀平野の中で、戦時中の爆撃にも会わず、貴重な遺産である。

(熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾 禎一)

第11次労働災害防止計画について



産業保健相談員

藤田泰生

厚生労働省は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする第11次の「労働災害防止計画」を公示しました。

これを受けて各地方労働局では、厚生労働大臣が定めたこの計画を踏まえ、地方局の実情に即した地方版の労働災害防止計画を策定しました。熊本労働局においても、県下の実情に即した計画を策定しました。

この労働災害防止計画は、労働災害防止となっておりますが、労働災害防止についてだけでなく、労働者の健康を確保する労働衛生についても計画されております。

ここでは熊本労働局の労働衛生に関する計画について内容を見てみたいと思います。

1 計画の目標

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施率を着実に向上させること。
- (2) 労働者の健康診断確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率を減少させること。
- (3) メンタルヘルスケアへの取り組みを促進させること。

この目標のうち(1)と(3)は、熊本労働局独自の目標です。

(1)については「危険性又は有害性等の調査等」の実施率が労働者50人以上の製造業等の工業的業種でも約3割に止まっている現状から目標にしたものと思われます。

(3)については、職業生活等において、強い不安やストレス等を感じる労働者の割合が増加し続けており、業務による心理的負担を原因とする精神障害等に関する労災認定件数が平成18年度は8件と前年に比して倍増しているため、メンタルヘルスケアの取り組みを促進させたいと力を入れたものと思われます。

2、労働災害防止計画における労働衛生に関する対策

(1) 自主的な安全衛生活動の推進対策

ア、「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進

「くまもとりスクアセスマント普及促進計画」（3ヵ年）を策定し、計画的に実施の促進を図る。

イ、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等の促進

「危険性又は有害性等の調査等」を実施する際等に活用する。

ウ、安全衛生委員会等の活性化

安全衛生に係る計画の作成、実施、評価、改善等の調査審議の徹底を図る。

安全衛生に係る計画の作成、実施、評価、改善等の調査審議の徹底を図る。

(2) 職業性疾病等の予防対策

ア、粉じん障害防止対策

第7次粉じん障害防止対策を策定し、中長期的な視点により総合的な対策を推進する。

イ、化学物質対策

石綿障害防止対策として、解体作業等におけるばく露防止と離職者の健康管理対策を適切に推進する。

化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底。

ウ、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

メンタルヘルス対策として相談体制の整備と専門機関との連携促進。

過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の抑制と面接指導の徹底。

(3) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保険活動の活性化として産業医等の選任等の徹底と産業保険活動の充実。

健康づくり対策としてすべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりの一層の普及と定着を図る。

をあげています。

3 この労働災害防止計画を読んでみて、事業場において重点的に取り組んでみたらどうかと思われるなどをあげてみます。

(1) 「危険性又は有害性等の調査等」について

近年、新たな機械設備や化学物質が導入され、事業場内の危険・有害要因の把握が困難になってきている状況から、建物、設備、作業等の危険性又は有害性を調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずるように努めなければならないと平成17年の労働安全衛生法の改正で努力義務として規定されま

した。この規定の通り、事業場において労働災害や疾病を未然に防止するためには、前もって危険や有害要因を取り除いてしまうことが最も有効な手段です。

これを実行するには、出来れば労働安全衛生マネジメントシステムを安全衛生管理に導入すると効果的だと思いますが、導入が無理な場合は、今の安全衛生管理体制の中で、衛生委員会や管理部門において、事業場内で取り扱う物質の有害性の調査が出来る管理体制になっているかどうかを確認します。統括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進員、作業主任者等が選任され職務が励行されているかを確認します。次に、作業手順書が作業ごとに作成されており、作業手順書に基づき作業が行なわれているか。事業場で取り扱う物質や中間で生成される物質の性質や有害性が把握され手順書の中で取扱い方法が定められているか。定期自主検査や作業環境測定の記録が整備されているか。毎月の衛生パトロールが行われ事後措置を含めた点検記録が保存されているかを確認します。ここまで管理されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムのリスクアセスメントの手法を使って、作業手順書や、点検記録を基に、事業場内の設備、作業状況から有害性に関する情報を洗い出します。そしてリスクアセスメントを行うことになります。化学物質については、メーカー側から化学物質等安全データーシート (MSDS) の情報が付いてきているはずなのでこれを活用すると良いでしょう。

「危険性又は有害性等の調査等」を実施する場合は調査の実施経過や検討事項なども記録しておく。調査結果に基づき改善事項があれば、計画的に改善する。その場合も、計画(P)、実施(D)、改善(C)、評価(A)を行い、作業手順書の見直し等調査結果を衛生管理の向上に役に立てます。

(2) 職業性疾病予防対策について

ア、粉じん障害防止対策については「危険性又は有害性等の調査等」により明確になった有害性について、局所排気装置や換気装置が有効に稼動しているか、作業環境測定が実施され、その結果が作業改善に効果を上げているかを確認する。

ずい道やトンネル工事における粉じん対策は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に示した粉じん対策を行なう。

イ、化学物質対策については、石綿については、主に石綿使用建築物の解体作業や吹付け石綿除去作業の際に法で定めた作業方法、粉じん拡散防止対策を取って作業を実施しているか、労働基準監督署への「建築物解体等作業届」を確実に届け出ているかを確認する。化学物質については「危険性又は有害性等の調査等」の結果を活用し、有害物質に労働者が暴露されないように、機械設備、局所排気装置等の健康障害防止対策が取られているか、作業主任者の選任と職務の励行が確実に実施されているか、作業環境測定が適切に実施されその結果により評価と事後措置が適切に取られているかを確認する。

(3) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策について

ア、メンタルヘルス対策については、職場において相談体制を整備する。現場の管理者に対するメン

タルヘルス教育を実施し、配下の労働者に対しメンタルヘルス面での配慮が出来る現場管理者を育てる。産業保健スタッフが配置できない事業場では労務管理や総務担当者が第一次の受付窓口となり産業医や専門医との連携が迅速に取れる体制を整備する。労働者に対し、相談手続きが気軽に取れ、秘密が厳守され安心して申込みができると周知する。産業保健推進センターや地方産業保健センターのメンタルヘルス相談窓口や心の健康アドバイザー制度の医療機関を活用できるように事前に連絡を取っておく。

イ、過重労働による健康障害防止対策については、長時間労働の抑制、恒常的な時間外労働、休日労働を行なわない体制を整備する。時間外労働、休日労働の限度を守り、管理監督者だけでなく労働者も作業を工夫して作業効率を上げ、長時間労働にならないように努力する。年次有給休暇は疲労回復、気分転換のために積極的に取得し、職場においても気軽に取れる職場環境をつくる。

○ 長時間労働により疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導と事後措置を取らなければならぬことについては、平成20年4月から労働者10人未満の事業場においても制度を設置することが義務付けられました。事業場においては、面接指導対象労働者の要件を明確にし、面接指導申出の窓口を設置し、申出書を準備する。産業医又は専門医や地域産業保健センターと事前に連携を取っておく。相談が必要な労働者が確実に相談の申し出が行なえるよう周知と環境づくりを行う。相談後の措置が取れる体制を整備する。

(4) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策について

産業医や衛生管理者を選任しなければならない事業場で、まだ選任していない事業場は、早急に選任して下さい。選任義務のない事業場では、衛生推進者を選任して下さい。事業場で担当者を選任して、その担当者に労働者の健康確保に関する仕事を行わせることが重要です。

○ 熊本産業保険推進センターや地域産業保険センターを有効に活用したメンタルヘルス対策や健康診断の実施と事後措置による健康管理を確実に行える体制を整備し、労働者が健康で働く職場づくりをする。

THP「心とからだの健康づくり運動」を職場に取り入れ、心身両面から健康づくりをして、生活習慣病やメタボリックシンドロームの体にならないように努力する。こうすれば大切な労働者が元気に働く事ができ、さらに定期健康診断において有所見者を減少させることにつながります。

衛生管理に関してだけでも以上のように事業場としてやらなければならない事項が沢山あります。事業場として優先順位をつけて、まず取り組むことが大切です。計画的に取り組むことが事業場を安全で衛生的な快適職場にすることにつながります。

「実のある年を重ねるために…」

～特定健診、特定保健指導から～



産業保健相談員
(保健指導・カウンセラー)
島 村 佳 子

先般、健康診断の案内状が届いた。開封して思わずため息が・・・。

「さて、今年はどうしたものか」と気が重くなつて思わずお腹に手が行つてしましました。オシャレはしたいし、グルメも楽しみたい！と物欲だけは人一倍あるのですが、すぐに誘惑に負けてしまいます。身体に入れたものを燃やせば良いことはよく分かっているのですが、それが難しい。どうやって上手に隠そつかと頭は違う方向に進んでいます。全く情けない話です。

さて、産業保健における県内の有所見率は、平成11年を境に全国平均を上回っています。ここ3年は、50.2%~52.6%と横ばい状態で、受診者の2人に1人以上の方が何らかの有所見を抱えながら仕事をされています。主な内容は、血清脂質の異常、肝機能の異常、血圧高値、高血糖等（注；これらは今回の法改正で名称が多少変更されました）で、いずれも偏った生活習慣が要因となって健康障害をきたしたものです。

平成13年より新しい考え方による国民健康づくり運動として‘健康日本21’が取り組まれてきました。平成18年にその中間発表が出ましたが、殆どの項目において目標値をクリアすることが出来ず、国民全体の健康度は残念ながら5年前よりも低いという結果に終わりました。少子高齢化が進む中で、平成32年には4人に1人が、更に平成62年には3人に1人が高齢者になるという超高齢社会への健康不安は、国民全体の関心事となっています。

このような背景から、二つの法に係る健康診断の見直しが必要となり、高齢者医療確保法の改正と労働安全衛生法の改正が実施されました。前者の目標はメタボリックシンドロームの予防、後者の目標は生活習慣病の予防という表現になりますが、いずれも‘食’‘運動’‘嗜好’等の生活習慣を見直していくという‘一次予防の考え方’が重要視されています。

その中で、‘全労働者’を対象とする労働安全衛生法と‘40歳から74歳まで’を対象とする高齢者医療確保法のオーバーラップした部分については、①健診データ等を共有し連携をとりながら進めていくこと、②一次予防を重視すること、③具体的な数値目標を立て、継続できるメニューで健康レベルを上げていくこと④そのために専門スタッフによるきめ細かなサポートが義務化されたこと%プロセスと効果の両面からの評価&受診者と支援者双方が評価される等が特徴と言えます。分かり易く言うと「現役でいる間は心身ともに健康で生産活動に従事すること。そして、定年後も元気に生き活きと社会生活が送れるよう積極的に健康づくりに取り組みましょう」ということになります。働いている間は、‘仕事との適応’が重視され、定年後は‘健康に老いる’ことが重視されるというわけです。その様に捉えますと、いかに

長寿社会が現実のものであるかが良く伝わってきます。

現在、予備軍を含めて約2000万人の生活習慣病者がいると推測されています。国は、これを平成27年までに1500万人（25%減）にしようとしています。

ですから2つの法の連携は、上記目標を達成する上でも、又、医療経済効果を生み出す上でも大きな期待が寄せられているようです。

さて、産業保健活動では、事業者（前者）は労働安全衛生法を、健康保険組合（後者）は高齢者医療確保法を拠り所に保健事業が行われます。前者の対象者は全従業員ですが、後者の対象者は従業員とその扶養家族です。いずれもフィールドが限られている分、目が行き届き活動もしやすくなりますので、健診後のフォローや事後措置、保健指導は勿論、健康づくりもTHP（トータルヘルスプロモーションプラン）活動の一環として積極的に取り組まれています。

但し、労働安全衛生法においては保健指導が努力義務であるのに対し、保険者が実施する特定保健指導は義務となりますので事業者が行う保健指導より優位となります。

定期健康診断は、職業病や作業関連疾患の予防、作業の適正配置の診断評価を目的に行なわれます。現実的には健診の実施や判定業務等に追われ、専門家による保健指導が十分に実施されているとは言い難い状況もみられます。今回の改正の中では、電子データの共有化や連絡調整を図りながら相互に連携を取り合い対象者最優先の姿勢で推進していくことが望まれています。

そこで、特定健診と特定保健指導について少し詳しく説明させて頂きますと、特定健診は、医療保険者が計画を策定します。そして、メタボリックシンドローム（＝内臓脂肪症候群）に着目した健診が実施され、保健指導対象者の選定と階層化のための結果判定が下されます。

次に階層化された対象者は、「メタボ」へのリスクの度合いに見合った指導（＝特定保健指導）を受けます。リスクなしの者には「情報提供」が、ミドルリスク者には「情報提供を含む動機づけ支援」が、ハイリスク者には「情報提供を含む積極的支援」が実施されます。要治療と判定された者は従来どおり医療に任されます。それぞれの支援内容の例を挙げますと下記のようになります。

リスクなしの者

○ 情報提供の内容

- ① 生活習慣との関連を認識してもらうための内容（気づき）
- ② 将来を見通して生活習慣病を理解してもらうための内容（健康の尊さ、生活習慣病識を持たせる）
- ③ 生活習慣改善の基本的内容や方法（技術の習得）
- ④ 既存のサービスや社会資源の紹介、活用手段等（各種健康教室、運動教室の利用方法）

ミドルリスクの者

○ 動機づけ支援の内容（メタボの危険因子が出始めた段階）は、改善目標を個別に設定し自助努力により行動変容ができるようにするものです。（支援回数：原則1回）

- ① 上記同様
- ② 上記同様

- ③ 健康的な生活習慣へ行動変容を理解するための内容
- ④ 具体的で実現可能な行動が選択できる支援
- ⑤ 行動目標の設定
- ⑥ 評価時期の設定等

ハイリスクの者

○ 積極的な支援の内容（危険因子が重複して出た段階）は、個別の目標を設定し、それが実現可能で継続できるようにするためのものです。（支援回数：3～6カ月の継続支援）

- ① 上記同様
- ② 上記同様
- ③ 行動変容の効果確認、継続できるための目標設定
- ④ 評価の時期の設定等

そして最後に、総合評価が下されます。

なお、評価は支援される者だけでなく支援する側も受けることになりますが、これは、目に見える形で結果を出すことが強く要求されているということであり、結果次第では何らかのペナルティが課せられることもあり得るでしょう。つまり、事業者も労働者も真剣に取り組んで行かなければならないということの裏返したと思います。安全衛生マネジメントシステムでよく言われる‘PDCA手法を使って水準の向上を図っていく’ということと同じイメージではないでしょうか。

最後になりますが、健康管理・健康づくりの基本的なスタンスはやはり自己管理だと思います。それに本人の‘強い意志’と‘具体的な行動内容’が不可欠です。人任せでは困りますが、自己目標を達成する過程ではいろんなやり方があります。産業保健スタッフによる「個人への支援」、「グループダイナミクス効果を狙った各種の健康教室」等々。「1人でやるより仲間同士で、まず出来ることから、しかも楽しみながら生活の中の‘良い習慣として根付かせていく’」これこそが継続の秘訣と言えます。

以前に読んだ「人生は60歳から」という本に、長寿を迎える私たちに良き示唆を与えてくれる言葉がありました。かなり時間が経っていますが、昨今の時代だからこそ余計に心に響いたのかも知れません。ご紹介させて頂きます。

70歳でお迎えのある時は、「留守」と言え

80歳でお迎えのある時は、「まだ早すぎる」と言え

90歳でお迎えの来る時は、「そう急がずともよい」と言え

百歳でお迎えの来る時は、「時期を見てからポツリポツリ行く」と言え

～高野山普門院住職の言葉～

この言葉のようにのびのびとゆったりした人生観を持っておおらかに生き天寿を全うしたいものです。そういう意味では、「生涯現役でがんばれ！」というメッセージなのかも知れませんね！

熱中症の予防について

職場における熱中症による死亡災害は、気温が高い7月から8月にかけて多く発生していますが、5、6月や9月にも発生する災害です。

直射日光により高温環境となる屋外作業場所等では、熱中症を予防するため以下の事項を守ってください。

1 作業環境の面から

- (1) 日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保する。
- (2) 日除けや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- (3) 水分、塩分の補給のためのスポーツドリンクなどや身体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼりなどの物品を備え付ける。
- (4) 作業中の温度や湿度の変化が分かるよう温度計や湿度計等を設置する。

2 作業の面から

- (1) 十分な作業休止時間や休憩時間を確保する。
- (2) 作業着は吸湿性、通気性の良いもの、帽子は通気性の良いものを着用する。

3 健康の面から

- (1) 健康診断結果などにより、作業者の健康状態をあらかじめ把握しておく。
- (2) 作業開始前はもちろん、作業中も巡視などにより作業者の健康状態を把握する。
- (3) 備え付けた物品による水分、塩分の補給を作業者に指導する。

4 教育の面から

作業を管理する者及び作業者に対し、あらかじめ [1]熱中症の症状 [2]熱中症の予防方法 [3]緊急時の救急措置 [4]熱中症の事例 について労働衛生教育を行う。

5 救急措置の面から

熱中症は早期の措置が大切です。

少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで安静にし、身体を冷やし、水分及び塩分の補給を行う等だけではなく、医師の手当を受けさせてください。そのためにも、近くの病院、診療所の所在地や連絡先を把握し、緊急連絡網を作成して、関係者に知らせておくことが必要です。

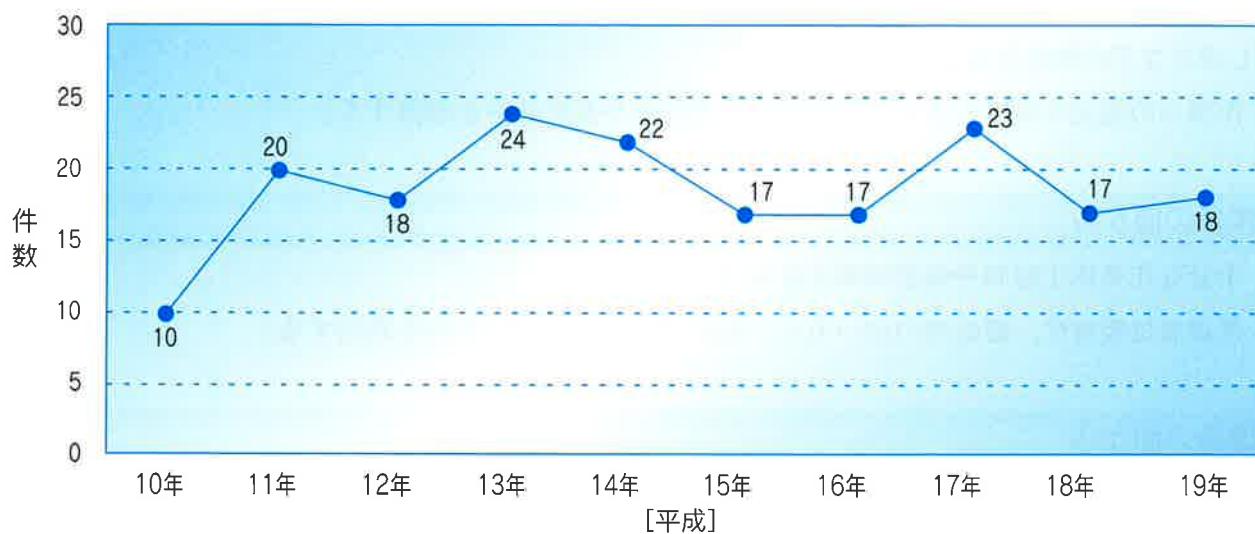
～ 热中症による死亡災害発生状況(平成19年分) ～

1 热中症による死者数の推移 (平成10～19年分)

過去10年間(平成10年～19年)での热中症による死亡災害は186件であるが、この期間の推移をみると、平成11年からは毎年20名前後の死亡災害が発生しており、平成19年においても18件の死亡災害が発生している。

热中症による死亡災害発生件数の推移 (平成10～19年分)

年(平成)	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	計
発生件数	10	20	18	24	22	17	17	23	17	18	186



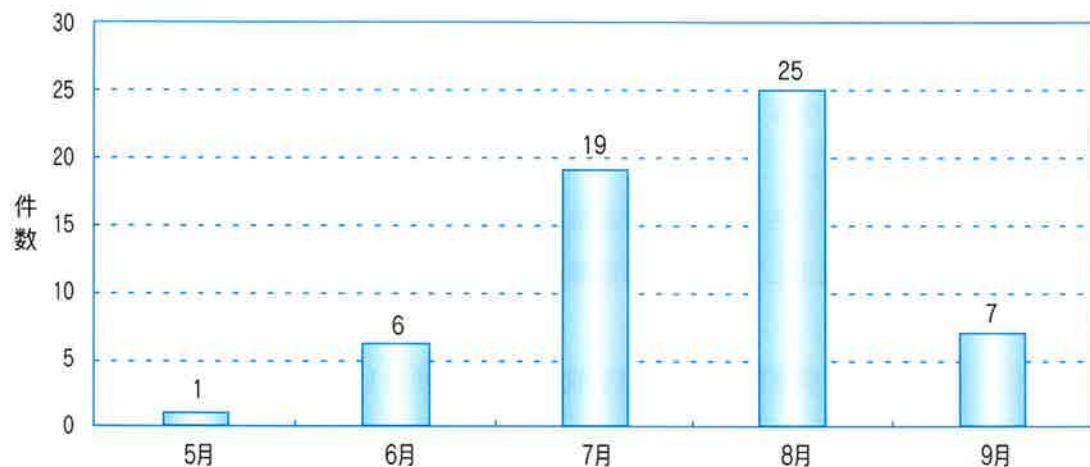
2 月別発生状況 (平成17～19年分)

過去3年間(平成17～19年)の月別の死亡災害発生状況をみると、5月から9月にかけて発生しているが、例年7月と8月に集中して発生しており、平成19年においては8月に多発している。

高温環境下に作業者が順化していないことなどから热中症が発生しており、発生が集中する時期はもちろん、その前後の時期においても热中症の予防対策が求められる。

月別発生状況(平成17年～19年分)

月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成17年	1	3	8	6	5	23
平成18年		1	8	8		17
平成19年		2	3	11	2	18
計	1	6	19	25	7	58



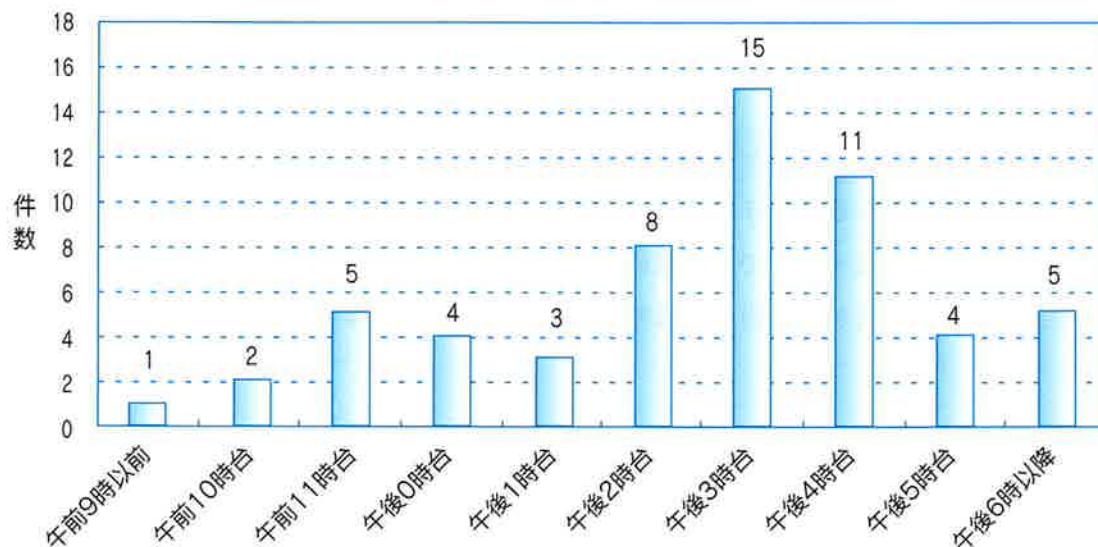
3 時間帯別発生状況（平成17～19年分）

過去3年間の時間帯別の発生状況をみると、午後2時から午後4時台の間に多発している。しかし、平成19年においては、午後5時台にも多発している。

熱中症の発生が多発している時間帯を重点に、熱中症の症状を呈している作業者がいないか十分確認することが求められる。

時間帯別発生状況(平成17年～19年分)

時間帯	午前9時以前	午前10時台	午前11時台	午後0時台	午後1時台	午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時以降	計
平成17年		2	2	3	1	3	3	5	1	3	23
平成18年			1	1	1	3	9	2			17
平成19年	1		2		1	2	3	4	3	2	18
計	1	2	5	4	3	8	15	11	4	5	58



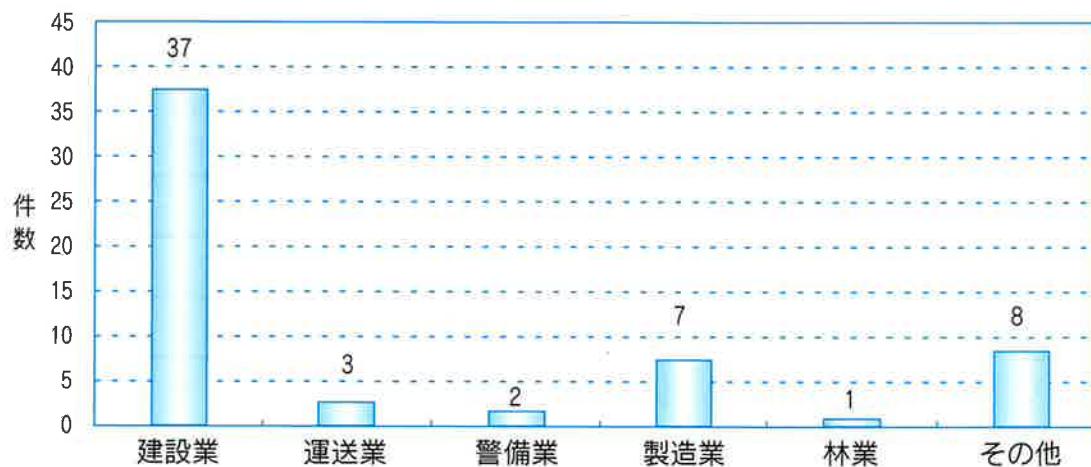
4 業種別発生状況（平成17～19年分）

過去3年間の業種別の発生状況をみると、建設業が圧倒的に多く全体の約6割を占めており、平成19年においても建設業で多発している。

また、警備業において発生している熱中症も建設現場において発生したものであるが、製造業等では屋内作業場所においても熱中症が発生しており、高温環境下での作業については、屋内及び屋外ともに適切な熱中症の予防対策が求められる。

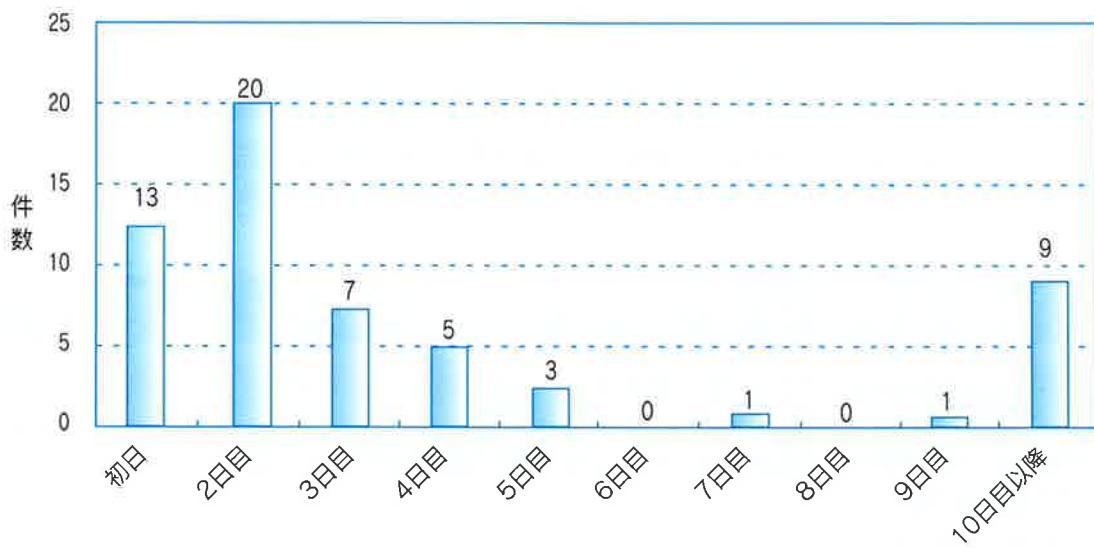
業種別発生状況(平成17年～19年分)

業種	建設業	運送業	警備業	製造業	林業	その他	計
平成17年	13	2		4		4	23
平成18年	14			1	1	1	17
平成19年	10	1	2	2		3	18
計	37	3	2	7	1	8	58



5 作業日数別発生状況（平成17～19年分）

作業日数別の発生状況をみると、ほとんどが作業開始初日から数日の間に発生しており、平成19年においても同じ傾向である。高温環境下での作業については、その環境への作業者の順化に注意する必要があり、このため、作業開始初日から数日の間は特に、作業者の健康状態の確認等を確実に行うことが求められる。



6 その他

(1) 救急措置等

熱中症と疑われる症状が現れていても、関係者の認識不足等から、症状が悪化してはじめて病院へ搬送する例が多く認められる。

あらかじめ、作業者全員に対し、救急措置を含む労働衛生教育を確実に実施し、熱中症と疑われる症状が認められた場合には、たとえ症状が軽いと思われても、直ちに医師に受診させることが大切である。

(2) 作業者の行動等の確認等

作業者の行動及び健康状態を把握していないこと等から、熱中症の発症に気付くのが遅れ、発見されたときにはすでに症状が悪化している例も認められる。

作業場所の巡回等を頻繁に行い、作業場所及び作業者の健康状態等を把握・確認しておくことが大切である。

(3) 休憩及びその設備の確保等

適切な休憩設備を確保していなかった例が認められる。

あらかじめ、日除けや通風をよくするための設備を設置し、涼しい場所に休憩場所を確保し、休憩時間を頻繁にとらせる等、作業場所及び作業者の健康状態等を考慮した作業を行わせることが大切である。

さらに、水分を補給しているものの塩分を補給していない例が多く認められることから、熱中症の予防には水分だけでなく塩分の補給も大切であることを作業者に教育しておく必要がある。

熱中症の 予防について



小規模事業場産業保健活動支援促進助成金

平成20年4月から、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度（産業医共同選任事業）が改正され、単独の事業場でも申請が可能になりました。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金って何ですか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成期間は3年間です。

助成金をもらうためには、まずどうすればいいの？

手続きには、個々の事業場が単独で申請する方法と、事業場グループを形成して一括して申請する方法の2通りがあります。

○個々の事業場による単独申請

まず申請書（様式第1号－2）を産業保健推進センターに提出してください。

推進センターでは、あなたの事業場の属する業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件のいずれかの要件を共有する**他の事業場との産業医の共同選任を支援**するため、群市区医師会との連携により、課題を解決するための産業医を共同選任産業医としてご紹介します。労働者数50人以上規模の事業場の産業医として活動している産業医を、共同選任産業医としてご紹介する場合もあります。他の事業場と共同で選任する産業医と契約を結び、契約書の写し等を産業保健推進センターに提出したら、**本事業への登録完了**です。

ご注意！

予め医師と産業医契約を結んでから申請した場合、共同選任とは認められず、助成を受けられない場合がありますので、事前に産業保健推進センターにご相談ください。

○事業場グループを形成して申請

グループ内の各事業場と医師が結んだ産業医契約書の写しを添えて、申請書（様式第1号）を産業保健推進センターに提出してください。契約する産業医が探せない場合は、産業保健推進センターにご相談ください。群市区医師会との連携により、産業医をご紹介します。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 年間スケジュール

平成20年4月から、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度（産業医共同選任事業）が改正され、単独の事業場でも申請が可能になりました、労働者数にかかわらず活動1回あたりの助成額が定額になりました。

1. 登録申請

登録申請書（平成20年8月末まで）
※初年度となる平成20年度のみ

産業保健推進センター

事業場

ポイント
1

個々の事業場が単独で申請する場合には、蚕業保健の課題（例：メンタルヘルス、作業環境改善等）について、具体的に記載してください。

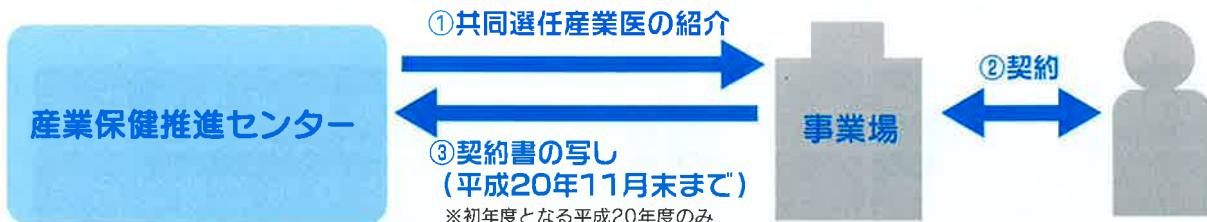
2.産業医共同選任契約、契約書の写しの提出

登録手続きの完了

ポイント
2

個々の事業場が単独で申請した場合には、事業場の属する業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件のいずれかの要件を共有する他の事業場との産業医共同選任をコーディネートするため、群市区医師会との連携により、課題を解決するための産業医をご紹介します。

上記の要件を満たしていれば、労働者数50人以上規模の事業場の産業医として活動している産業医を、共同選任産業医としてご紹介する場合もあります。



3.産業医による産業保健活動の実施



職場巡回、
衛生委員会等への参加

健康診断結果についての意見、
保健指導、健康相談

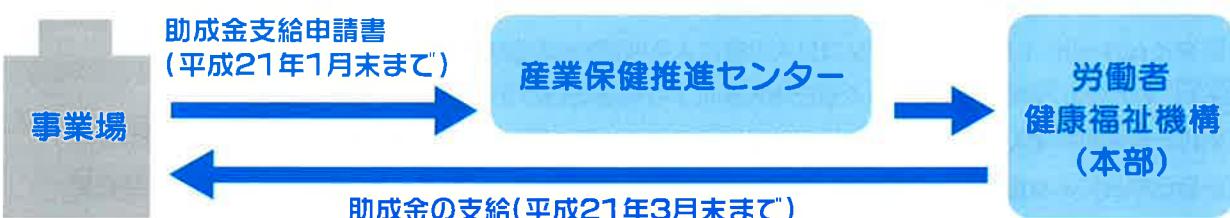
長時間労働者への面接指導

ポイント
3

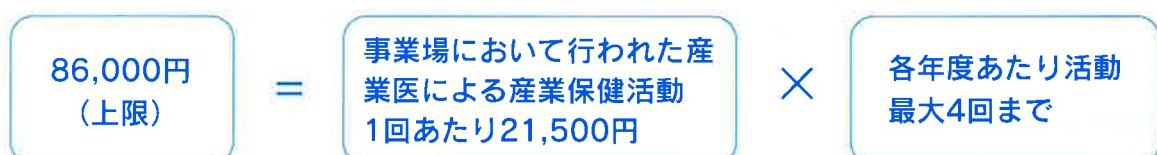
助成の対象は、原則として産業医が事業場にて出向いて行う、職場巡回、保健指導等の活動です。また、職場巡回の結果を踏まえておこなう助言、指導文書の作成等の活動も、助成の対象となります。

活動の内容によっては、助成金の支給が認められない場合もありますので、事前に産業保健推進センターにご相談ください。

4.活動実績報告・助成金支給申請書の提出



助成金の支給について



※詳しくは、当センターまでお問合せください。
事業場を訪問させていただき、直接ご説明させていただきます。

残業はしそぎさせすぎ タダもダメ！

熊本労働局・労働基準監督署

連合熊本

熊本県経営者協会

熊本県中小企業団体中央会

熊本県商工会議所連合会

熊本県商工会連合会

労使が協力して

- ◇ 労働時間を適正に管理しましょう。
- ◇ 月45時間を超えるような残業を削減し、過重な長時間労働をなくしましょう。
- ◇ 過重労働の温床ともいえるタダ残業（賃金不払残業）をなくしましょう。



賃金不払残業の解消を図るために講すべき措置等に関する指針

● 使用者が取り組むべき事項とは

1 「労働時間適正把握基準」の遵守

その1 労働日ごとの始業・終業時刻の確認と記録

その2 始業・終業時刻の確認と記録（原則的な方法）

- ① 使用者が自ら現認することによる確認と記録
- ② タイムカード、ICカード、パソコン入力等による客観的な記録を基礎とした確認と記録

その3 その2の方法によることなく自己申告制により確認を行わざるを得ない場合の措置

- ① 自己申告制を導入する前の労働者に対する労働時間の実態の正しい記録と適正な自己申告等の十分な説明
- ② 自己申告により把握した労働時間と実際の労働時間が合致しているかどうかの定期的な確認または必要に応じた実態調査
- ③ 適正な自己申告を阻害する要因につながるような残業時間数の上限設定（足切り）や残業時間の過小申告をさせるような社内通達や残業の定額払い等の禁止
- ④ 適正な自己申告に対しての不利益な取扱いの禁止

2 職場環境の改善

- ① 経営トップ自らによるタダ残業をなくすための決意表明や社内巡視等による実態の把握
- ② 労使合意によるタダ残業撲滅宣言
- ③ 企業内又は労働組合内での教育

3 適正に労働時間管理を行うためのシステムの整備

- ① 「労働時間適正把握基準」に従った労働時間を適正に把握するためのシステムの確立
- ② 業務体制、業務指示の在り方等の見直しの検討
- ③ 賃金不払残業の是正を考慮した人事考課等による適正な労働時間の管理を意識した人事労務管理の徹底

4 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

- ① 労働時間管理の責任者の明確化
- ② 労働者が利用しやすい苦情相談窓口や投書箱の設置

● 労働者(労働組合)が取り組むべき事項とは

(労働組合のチェック機能の発揮を!)

1 職場環境の改善

- ① 「労働時間適正把握基準」(裏面の1)の周知・確認
- ② 労使合意によるタダ残業撲滅宣言
- ③ タダ残業はやむを得ないというような職場環境を改善する労働組合内での教育

2 労働時間の実態把握

- ① 労働者自らの労働時間の把握・チェック
- ② 労働者からのヒアリング等による勤務実態と問題点の把握と必要な対応
- ③ 労働組合内における相談窓口の設置等によるタダ残業の実態把握と必要な対応

3 労使の協力

- ① 使用者が講ずる措置に対する積極的な協力
- ② タダ残業解消等のための労使協議組織の運営に対する協力



お問合せ先

労働基準監督署

熊本／☎096(362)7100 八代／☎0965(32)3151 玉名／☎0968(73)4411
人吉／☎0966(22)5151 天草／☎0969(23)2266 菊池／☎0968(25)3136

**地域産業保健
センターだより**

人吉球磨地域産業保健センター



社団法人 人吉市医師会館

人吉球磨地域産業保健センター長
(人吉市医師会長)

堤 悅朗

はじめに

人吉球磨地域産業保健センターは、人吉市医師会、球磨郡医師会の両医師会が、平成8年4月に開設をして、今年で13年目を迎えています。

活動範囲は、人吉労働基準監督署管内の1市4町5村で、人口は約106,000人で、農業と林業が主要産業です。事業場数は約3,800で、その内従業員数50人未満の事業場が約3,700であり、実に97%が小規模事業場で占められています。

現在、人吉市医師会の 堤 悅朗会長をセンター長として、運営協議会委員11名、相談医20名、コーディネーター1名、医師会事務局3名の体制で産業保健活動を推進しています。

コーディネーター紹介

コーディネーター
吉村 惣四郎

吉村コーディネーターは、健康保険人吉総合病院、熊本県健康事業財団を退職後、平成11年より当センターに勤務され、熊本県社会保険委員、社会保険労務士として活躍され、年金受給者協会人吉部会長としても活躍中です。

産業保健のことはもちろん、社会保険のことについても気軽にご相談ください。

本年度の事業実施計画

(1) 健康相談窓口の開設

- ① 各種団体のイベント会場にて移動相談窓口の開設
- ② 相談医の医療機関にて相談窓口設置

(2) 個別訪問産業保健指導の実施

(3) 産業保健情報の提供

- ① 産業医名簿等の閲覧
- ② ひとよし産業健康福祉まつり等のイベントでの移動相談窓口開設
- ③ コーディネーター・職員による事業場訪問。

(4) 運営協議会の開催

現在までの活動状況と現状

平成8年の設定当初の人吉球磨地域産業保健センターの活動は、必ずしも順調なすべり出しではありませんでした。

指導の名のもとに事業場を訪れると、労働局との関係を疑われ、また政府管掌健康保険の健診との重複を問われるなど苦労の日々が続きましたが、コーディネーターによる説明などにより現在は事業主の方にも主旨をご理解いただき、事業場とセンターとの信頼関係も芽生え、ここ数年来運営は順調です。

地域産業保健センターよりのPR

本年度は、衛生管理講習会において相談医による医療講演会を開催し、コーディネーターによる保健センターの紹介を行う予定です。

また、人吉産業福祉まつり、救急フェアのイベント時に移動相談窓口を設け、身体測定、健康相談に応じる予定です。

今後の活動について

労働者の健康保持と保健活動の推進こそ、地域産業保健センターの役目だと思っています。そのためには、本年度事業計画を100%遂行することに心がけ、関係機関、団体の協力を得ながら、健康で明るい生活ができる人吉球磨地域の実現を目指していきたいと思っています。

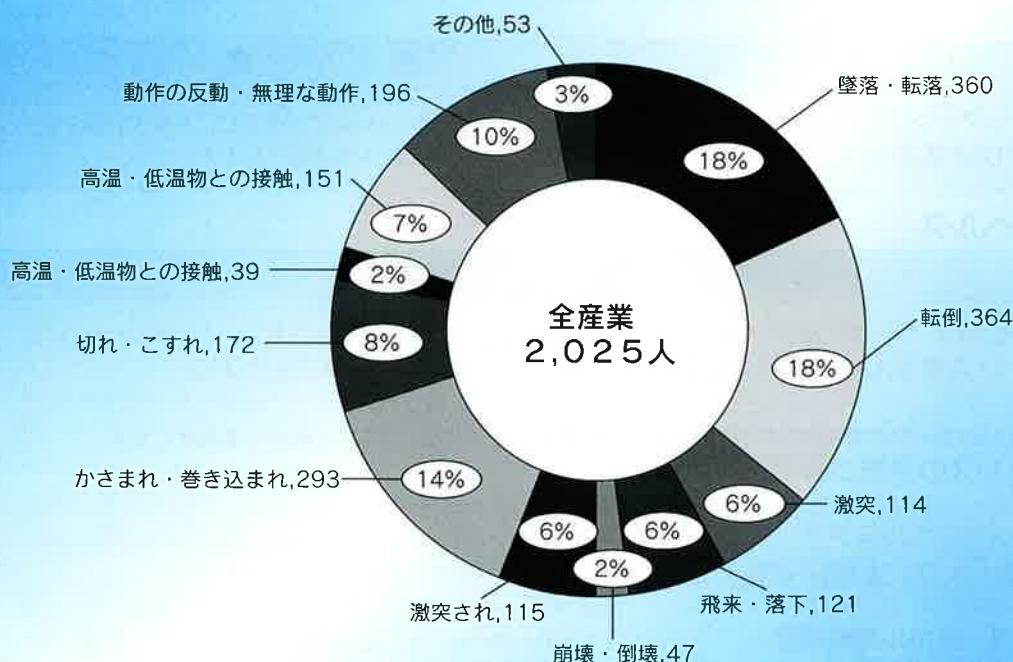
人吉球磨地域産業保健センター

〒868-0037 人吉市南泉田町72-2
人吉市医師会内
TEL 0966-22-3059

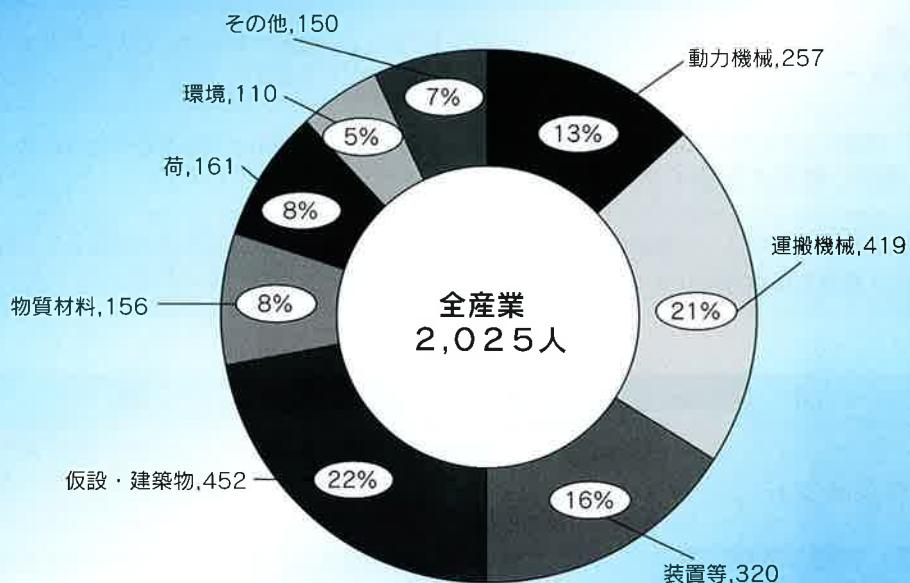
熊本県における労働災害発生状況

業種	発生年			平成17年			平成18年			平成19年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
食料品製造	0	142	142	1	159	160	1	156	157			
織維工業	0	2	2	0	5	5	0	2	2			
衣服その他の織維	0	2	2	0	9	9	0	2	2			
木材・木製品	1	53	54	1	37	38	1	51	52			
家具・装備品	0	10	10	0	4	4	0	6	6			
パルプ等	0	7	7	0	12	12	0	12	12			
印刷・製本	0	6	6	0	5	5	0	3	3			
化學工業	0	20	20	0	22	22	0	39	39			
窯業土石	0	44	44	0	32	32	1	48	49			
鉄鋼業	0	13	13	0	8	8	0	12	12			
非鉄金属	0	6	6	0	7	7	0	2	2			
金属製品	0	55	55	1	65	66	0	66	66			
一般機械器具	0	22	22	0	16	16	0	26	26			
電気機械器具	0	19	19	0	13	13	0	20	20			
輸送機械製造	1	37	38	1	42	43	1	33	34			
電気・ガス	0	3	3	0	0	0	0	3	3			
その他の製造	0	43	43	0	33	33	0	39	39			
製造業	2	484	486	4	469	473	4	520	524			
土石採取業	0	12	12	0	18	18	0	8	8			
鉱業	0	13	13	0	18	18	0	8	8			
土木工事	1	99	100	4	88	92	4	91	95			
建築工事	4	204	208	2	196	198	0	190	190			
その他の建設	2	36	38	1	48	49	1	48	49			
建設業	7	339	346	7	332	339	5	329	334			
鉄道等	0	3	3	0	1	1	0	1	1			
道路旅客	0	31	31	1	21	22	2	22	24			
道路貨物運送	4	190	194	1	243	244	2	205	207			
その他の運輸交通	0	0	0	0	1	1	0	1	1			
運輸交通業	4	224	228	2	266	268	4	229	233			
陸上貨物	0	6	6	0	7	7	0	3	3			
港湾運送業	0	0	0	0	3	3	0	1	1			
貨物取扱業	0	6	6	0	10	10	0	4	4			
農業	0	22	22	0	7	7	0	18	18			
林業	0	59	59	0	51	51	2	62	64			
農林業	0	81	81	0	58	58	2	80	82			
畜産業	0	24	24	1	24	25	0	28	28			
水産業	0	5	5	0	9	9	0	13	13			
畜産・水産業小計	0	29	29	1	33	34	0	41	41			
卸売業	0	33	33	0	45	45	0	37	37			
小売業	3	182	185	3	195	198	1	192	193			
理美容業	0	1	1	0	1	1	0	2	2			
その他の商業	0	22	22	1	27	28	0	18	18			
商業	3	238	241	4	268	272	1	249	250			
金融業	1	24	25	0	16	16	0	15	15			
広告・あつせん	0	1	1	0	1	1	0	6	6			
金融広告業	1	25	26	0	17	17	0	21	21			
通信業	0	33	33	1	43	44	0	58	58			
通信業	0	33	33	1	43	44	0	58	58			
教育研究	0	11	11	0	12	12	0	13	13			
教育研究	0	11	11	0	12	12	0	13	13			
医療保健業	0	58	58	0	71	71	0	83	83			
社会福祉施設	0	44	44	0	56	56	0	73	73			
その他の保健衛生	0	7	7	0	9	9	0	5	5			
保健衛生業	0	109	109	0	136	136	0	161	161			
旅館業	0	38	38	0	34	34	0	39	39			
飲食店	0	57	57	0	53	53	1	52	53			
その他の接客	0	60	60	2	53	55	0	50	50			
接客娯楽	0	155	155	2	140	142	1	141	142			
清掃・と畜	2	67	69	2	91	93	1	72	73			
清掃・と畜	2	67	69	2	91	93	1	72	73			
官公署	0	4	4	0	2	2	0	0	0			
派遣業	0	4	4	0	0	0	0	0	0			
その他の事業	1	58	59	0	71	71	0	81	81			
その他の事業	1	62	63	0	71	71	0	81	81			
合計	20	1,880	1,900	23	1,967	1,990	18	2,007	2,025			

事故の型別労働災害発生状況



起因物労働災害発生状況



新着DVD・図書のご案内

分類1 生活習慣病

貸出番号	タイトル	内容	時間
1-148	メタボリックシンドローム あなたは大丈夫？！	メタボリックシンドロームとはなにか、どうすれば予防できるのかについて具体的に紹介します。	20分

分類2 メンタルヘルス

貸出番号	タイトル	内容	時間
2-112	ストレス社会を生き抜くために働く人のメンタルヘルス 1 ストレスを正しく理解しよう	どのようなライフスタイルがストレスをよせつけないのか。ストレスをはじき飛ばす方法とは？	20分
2-113	ストレス社会を生き抜くために働く人のメンタルヘルス 2 ストレスの予防と解消法	実践的なストレスの予防法と解消法を紹介します。	20分
2-114	職場のメンタルヘルスケア 部下の「うつ」上司にできること	上司（管理監督者）が心得ておくべき「うつ」対処の基本について具体例をもとに紹介します。	35分
2-115	コーチング・スキル実践講座 傾聴・承認・質問	コーチングで特によく使われる（傾聴・承認・質問）のスキルを練習するための教材です。	106分
2-116	働きやすい職場をめざして ～心の健康と人権～	ストレスを生む職場とは、皆が働きやすい職場にするにはどのような配慮をすればよいのか	25分
2-117	人材流出を防ぐ 職場復帰実践マニュアル	せっかく職場復帰できても、しばらくして再発。周りの人が正しい知識を共有することで、その対策は進みます	30分

分類4 健康づくり

貸出番号	タイトル	内容	時間
4-80	タバコ百害 禁煙サポート	タバコの害をあらためて知っていただいた上で、具体的な禁煙方法を紹介します。	25分
4-81	メタボ撃退！実践シェイプアップ①行動変容編 正しく理解し変えようライフスタイル	メタボを防止し、健康的に自分を磨くためには、その正しい知識を習得することからです。	20分
4-82	メタボ撃退！実践シェイプアップ②実践編 見つけよう！あなたに合ったシェイプアップ	スポーツインストラクターなどの専門家による実践集。自分に合ったものを見つけてください。	23分

分類5 その他

貸出番号	タイトル	内容	時間
5-191	STOP！ ザ・ハラスマント	職場で起きたりがちなハラスマントを5つに分類し、それぞれの特徴、なぜ起こるのか等、事例を通して考察します	30分
5-192	〈改訂2版〉感電の基礎知識 ～その危険性と救急手当～	交流・商用周波電気による感電の基礎知識と災害発生時の救急法について解説します。	31分
5-193	〈改訂版〉心肺蘇生法とAEDの実技 ～いざという時のために～	いざという時にそなえて、職場の全員が、救急措置の手順とその実技を身に付けておきましょう。	21分

分類6 安全

貸出番号	タイトル	内 容	時間
6-138	あなたのヒヤリはみんなのヒヤリ ～ヒヤリ情報で安全先取り～	職場中心のすばやい問題解決の場としてヒヤリ活動の活性化を提案。活性化につなげる“5つのポイント”を強調	18分
6-139	～安全健康づくりのキメ手～ 活き生きミーティング	ミーティングの効果を上げるために、いくつかのポイントがあります。そのポイントをわかりやすく説明します。	18分
6-140	知っていますか 安全配慮義務 ～経営者、管理者は何をすべきか～	過重労働・うつ病管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践的基本を解説します	26分
6-141	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル	現場の職長や職場のリーダーのために、作業に活かせる作業手順の作り方について、わかりやすく説明します。	20分
6-142	土木工事のリスクアセスメント ～災害を防ぐ予防安全とは～	土木工事のリスクアセスメントのやり方を、ヒヤリハットや過去の災害情報に基づいて分かりやすく解説しています。	18分
6-143	事業者が取組むリスクアセスメント ～失格会社にならないために～	建設業各社は真剣にリスクアセスメントを取り入れようとしてます。失格会社にならためにはどうすればよいのでしょうか。	15分
6-144	こうして防げ！重機災害 ～災害事例とリスクアセスメント～	事例を参考にして「真実の確認」「問題の点の発見・分析」「根本的問題点の決定」「対策の立案」というステップで進みます。	16分
6-145	ヒヤリハットから学ぶ ・新人作業員のための危険予知	このビデオでは、新人作業員が平気で不安全行動を繰り返し、何度もヒヤリハットに遭遇し、大きな災害を引き起こします。	17分
6-146	災害事例から学ぶ 玉掛け作業の基本ルール	玉掛けの災害事例にもとづいて、その原因と対策を述べ、安全の基本ルールを守ることが大切と説いています。	14分
6-147	これぞ究極の安全パトロール —危険有害要因を活かして	今までの安全パトロールで見落としや、チェック漏れがなかったですか？今よりもいい層効果の上がる新しいやり方とは…	16分
6-148	誰も教えてくれなかった 脚立作業の落とし穴！	いろいろな脚立の作業の中でどのようにすれば自分の身を守ることができるのか、解析・検証し危険の再確認を促します。	29分 53分
6-149	しっかり実践！ 事例で学ぶ安全活動	日本語・英語・中国語・ポルトガル語で視聴することができます。	51分
6-150	ハガにやん教授の自分で出来る ヒューマンエラー対策10	労働災害のワースト3（転落・転倒・挟まれ巻き込まれ）への対処法を取り上げました。	27分

隨想

忘れ得ぬこと⑫



熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾 穎一

人生というものは、私を取り巻く環境と自己のパーソナリティーとの格闘である。環境は、全体的環境と個別的環境とがあって、全体的というのは時代の風潮や歴史的な積み重ねによって構成された環境である。例えば、戦時下の環境や高度経済成長期での環境的状況であり、これから逃れることはできない。他方、個別的というのは全体的な環境の中で、その時その時の個別的環境、例えば個人的な家庭的環境や、周囲の身近な状況における環境であり、これは変革したり、変えたり、逃れたりも出来るものである。

さて、他方のパーソナリティーであるが、これには心理学者の色々な学説があって一概にこうであると断定できるものではない。

行政在職中に付き合いだった山口の友人を訪ねた。

その帰りに、長門市の仙崎に廻った。友人の魚が美味しいという話に、魚に目がない私は、初めてのこともあり立ち寄ったのである。

仙崎駅を降りると、すぐ前の広場に「金子みすゞ通り」という、少女の写真入りの案内板があった。その当時、私はまだ金子みすゞという人を知らなかった。

「みすゞ通り」と言っても、200メートル程の、小さな通りであった。その途中に、「金子文英堂」跡という記念館があつた。その中に入って私はいきなり衝撃を受けた。記念館の壁に次の詩のパネルがあつた。

大漁

朝焼け小焼だ 大羽鱈（いわし）の 大漁だ。

浜は祭りの ようだけど 海のなかでは 何万の 鰈のとむらい するだろう

鯨法会

鯨法会は春のくれ、海にとびうおとれるころ。

はまのお寺で鳴るかねが、ゆれて水面（みのも）をわたるとき、
村のりょうしがおりてきて、はまのお寺へいそぐとき、
おきでくじらの子がひとり、その鳴るかねをききながら、
死んだ父さま、母さまを、こいし、こいしとしないでます。
海のおもてを、かねの音は、海のどこまで、ひびくやら。

頭をハンマーで殴られたような衝撃であった。

みすゞは、26歳で自殺した。

記念館の一寸先に、遍照寺という寺がある。そこにみすゞの眠る墓があった。ところが金子家の墓の外にみすゞの墓が建っていた。無縁墓である。自殺や普通でない死に方をした人は、先祖代々の墓に入れないと云う。

(つづく)

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。

人間ドックにも
ご利用できます



ご存知ですか？ 健康診断費の $\frac{3}{4}$ が、助成されます

仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があってこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方もふくまれます。

① 常時使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前
6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上
（過去6ヶ月で合計24回以上）
深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の
 $\frac{3}{4}$ に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

しばらくすると梅雨も明け、夏本番となります。これから熊本にとって、一年で最も過ごしづらい季節がやってきます。昼間は、日陰にいても蒸し暑い。夜になっても、湿っぽい熱い空気が漂んだまま。風が吹いても、その湿っぽい空気をゆっくりとかき混ぜるだけ。あー、考えるだけで汗が出そうになります。あー、考えるだけでビールが飲みたくなります。

今年から、健康診断項目に腹囲の測定が追加となりました。ビール好きのお父さんの中には、健康診断が終わるまで晩酌の量を控えめにされた方もおられるのではないでしょうか。特定保健指導においては、最初に腹囲という“ふるい”にかけられ、85センチの網目を通らないと「積極的支援」への近道を歩くこととなります。医師や保健師、管理栄養士の方のお世話にならないよう、食習慣と運動習慣を見直しましょう。腹囲測定時に、少々頑張って無駄だとわかっているのに、意識的にお腹を引っ込めてしまうのって寂しくないですか。小学生の頃、同級生とテストの点数を比べ合ったように、この年齢になって、同僚と腹囲や血圧の値を比べ合うのって悲しいですよね。

編集後記

県内メンタルヘルス相談機関一覧

ここが疲れたとき、気になる症状が続くときは、風邪などと同様に気軽に気持ちで相談にのつてもらえる所が欲しいものです。

当センターにおいて下記のとおり相談窓口を開設していますのでお知らせします。また、この他にも県内で下記の各機関が相談の窓口を開いていますので、気軽にご利用してはいかがでしょうか。

職場における心の悩み相談窓口の概要

開設機関

熊本産業保健推進センター

熊本市花畠町1番7号 (MY 熊本ビル8F)

対象者

事業主・管理職・人事労務担当者・保健師・看護師・衛生管理者・

相談内容

産業保健スタッフ・労働者等

相談方法

部下の職場に起因する悩みごと。

労働者本人の職場に起因する悩みごと等。

・面談※

・TEL 096-353-5480※

・FAX 096-359-6506

・メールアドレス sanpo43@mvb.biglobe.ne.jp

※ (ただし、面談、TELは第1月曜日、第1・3水曜日、第2・4金曜日の午後2~4時)



- 従業員50人未満で産業医の選任義務のない事業場は、次の機関もご利用ください。

地域産業保健センター

熊本地域産業保健センター

〒860-0811 熊本市本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内)
TEL 096-366-2711

八代水俣地域産業保健センター

〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2 (八代市医師会内)
TEL 0965-39-9531

有明地域産業保健センター

〒865-0005 玉名市玉名2186 (玉名郡医師会内)
TEL 0968-72-3050

人吉球磨地域産業保健センター

〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内)
TEL 0966-22-3059

天草地域産業保健センター

〒863-0046 天草市亀場町食場1181-1 (天草地域健診センター内)
TEL 0969-25-1236

菊池鹿本地域産業保健センター

〒861-1331 菊池市隈府堀の内764-1 (菊池都市医師会内)
TEL 0968-23-1210

阿蘇地域産業保健センター

〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡医師会内)
TEL 0967-34-1177

- 熊本こころの電話 096(356)0110

- 熊本いのちの電話 096(353)4343

- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターです。

熊本県精神保健福祉センター 熊本市水道町9-16 ☎096-356-3629

●地域における精神保健福祉に関する相談窓口です。

熊本県宇城保健所	宇城市松橋町久貝400-1	☎0964-32-1147
育明保健所	玉名市岩崎1004-1	☎0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	☎0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4155
阿蘇保健所	阿蘇市内牧1204	☎0967-32-0535
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	☎096-282-0016
八代保健所	八代市西片町1660	☎0965-32-6121
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13	☎0966-63-4104
人吉保健所	人吉市寺町12-1	☎0966-22-3107
天草保健所	天草市今金新町3530	☎0969-23-0172
熊本市中央保健福祉センター	熊本市九品寺1-13-16	☎096-364-3113
西保健福祉センター	熊本市新町2-4-27	☎096-354-1201
東保健福祉センター	熊本市錦ヶ丘1-1	☎096-365-3000
北保健福祉センター	熊本市清水本町16-10	☎096-345-2175
南保健福祉センター	熊本市平成1-10-8	☎096-355-4111



駐車場・交通のご案内

- 車でお越しの方は、入江駐車場（無料）をご利用ください。
- 市電市役所前下車徒歩1分、交通センターより徒歩5分

ご利用いただける日時

- 当センターの休日を除く毎日……午前9時～午後5時
- 当センターの休日…毎土・日曜日、国民の祝日、年末・年始
※なお、事業内容その他の詳細につきましては、下記にお問合せください。

お問い合わせは

独立行政法人 労働者健康福祉機構
熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畠町1番7号 MY熊本ビル8階

TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

電子メール sanpo43@mvb.biglobe.ne.jp